#### 指定管理者自主事業実施基準

#### (目的)

第1 この基準は、指定管理者が管理する施設を活用して行う自主事業について、岸和田市及び岸和田市教育委員会(以下「市側」という。)が承認する基準並びに取扱いについて定めることを目的とする。

### (定義)

第2 この基準における自主事業とは、岸和田市みどりの基本計画及び岸和田市スポーツ推進計画(以下「計画」という。)の基本方針に基づき、指定管理者が自主的に企画立案又は他者との共催により実施する事業で、施設の特色を充分に生かすとともに、利用者のニーズを踏まえたものとし、その実施による効果が、都市におけるみどりの機能を発揮し、広く市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資するため並びに文化的な集会及び催物の場を提供するために寄与する事業をいう。

### (事前協議)

第3 指定管理者が自主事業を実施するにあたっては、「基本協定」の規定により、その事業内容、収支計画等を市側に提出し、市側の承認を得なければならない。

#### (承認基準)

- 第4 指定管理者が行う自主事業は、次の全ての項目に適合することを条件に、自主事業の実施を承認するものとする。
  - ア 事業目的が、施設の設置内容に照らして適当であること。
  - イ 事業日程が、一般利用者の施設利用を著しく阻害しない範囲であること。
  - ウ 対象者の設定に公平性又は政策的な整合性が認められること。
  - エ 同様の事業を行う他の事業者に多大な影響を及ぼす懸念がないこと。
  - オ 事業実施に関する安全性及び補償体制が担保されていること。
  - カ 事業内容が公序良俗に反しないものであること。
  - キ 施設機能に損失又は低下が見込まれないものであること。
  - ク 地域に著しく迷惑をおよぼさないものであること。
  - ケ その他一般利用者の視点で疑義が生じない内容であること。

#### (事業実施)

- 第5 承認された自主事業については、以下の要件を踏まえて実施する。
  - (1) 指定管理者は自己の資金で自主事業を行う。
  - (2) 指定管理者は利用者及び第三者に損害を与えた場合の損害賠償等、自主事業の実施に伴う一切の責任を負う。
  - (3) 指定管理者は、本施設の全ての利用者に対し、自主事業の実施目的等の説明責任を十分果たし、 事業実施にあたり周知徹底を行う。

- (4) 指定管理者は広報紙「広報きしわだ」を利用する場合の広告に伴う経費は原則有料とする。
- (5) その他、事業実施に伴う疑義が生じた場合は、市側と協議する。

# (実施報告)

第6 指定管理者が自主事業を実施した場合は、事業終了後速やかに、参加者の状況、事業成果及び収支状況等を市側に報告しなければならない。

# (承認の取消し)

第7 自主事業の実施中、事業状況等から第4及び第5に定めた事項のいずれかを欠くと認められる場合には、承認を取り消す。なお、承認の取消しにより指定管理者及び第三者に生じた損害について市側は責任を負わない。

# (委任)

第8 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市側が定めるものとする。